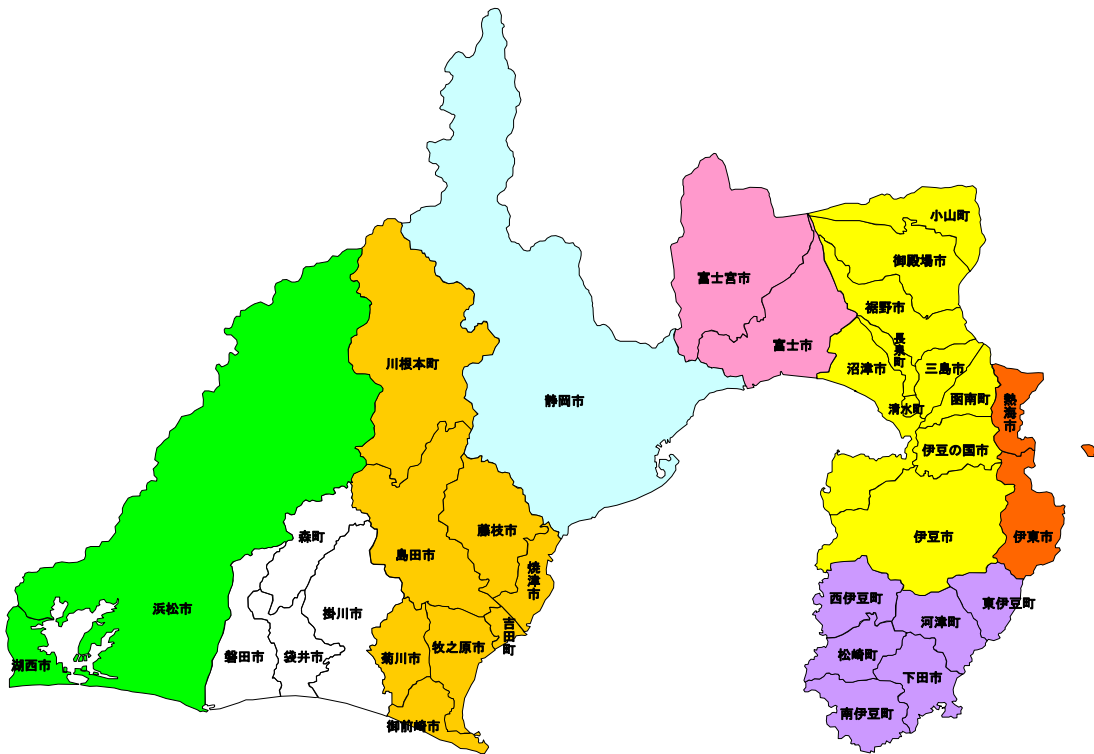


第三部 市町ごとの公的助成制度



○西部地域

- 浜松市……202
- 磐田市……216
- 掛川市……221
- 袋井市……228
- 湖西市……234
- 御前崎市…239
- 菊川市……244
- 森町………249

○中部地域

- 静岡市……157
- 島田市……165
- 焼津市……172
- 藤枝市……178
- 牧之原市…188
- 吉田町……194
- 川根本町…198

○東部地域

- 沼津市…… 79
- 熱海市…… 85
- 三島市…… 89
- 富士宮市… 97
- 伊東市……103
- 富士市……108
- 御殿場市…116
- 裾野市……121
- 伊豆市……126
- 伊豆の国市…132
- 函南町……138
- 清水町……142
- 長泉町……148
- 小山町……153

○賀茂地域

- 下田市……57
- 東伊豆町…62
- 河津町……66
- 南伊豆町…69
- 松崎町……73
- 西伊豆町…76

制度の見方

目的に合わせて制度を分類しています。

制度名

① 住宅を新築・購入したい方

◎ 地域材を利用した住宅への助成事業（天竜材の家 百年住居る事業）

<p>利用の条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に自ら居住するために木造住宅を新築・増築する方、又は木造の店舗・施設(常に業務等に使用)を新築・増築する方(建売住宅、リフォームは対象外) ・ 住宅では居住面積、店舗・施設では業務等に使用する場所の面積が66㎡以上であること。(増築の場合は増築部分の居住面積、業務等に使用する場所の面積が66㎡以上であること) ・ 地域材を主要構造材(土台・柱・梁・桁・大引き・母屋・束・筋違い・間柱・根太・垂木)使用量の80%以上使用し、内装材(床・天井・内壁材)と合わせ5㎡以上使用すること。店舗・施設では地域材を5㎡以上使用すること。(内装材を助成対象とする場合には、協議会登録の製材メーカーのものを使用すること) ・ 使用する地域材は「しずおか優良木材」と同等の品質基準を有していること ・ 他の住宅助成制度と併用が可能 ・ 建築現場を地域材PRの場として提供でき、アンケート依頼等に協力できること ・ 市税を完納していること
<p>補助額等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域材使用量㎡あたり2万円、上限25万円 ・ 地域材総使用量全体のうち、FSC森林認証材を50%以上使用すると10万円追加
<p>問合せ先</p>	<p>一般社団法人浜松地域材利用促進協議会事務局 TEL 053-423-3010</p>

制度の詳細について、利用の条件、補助額等、申込窓口、問い合わせ先などを記載しています。

補助制度の場合は補助額

※制度は、平成30年4月1日時点のものを掲載しています。